

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次

規則

○愛知県県税規則の一部を改正する規則	第54号	(税務課)	1
○廃棄物の適正な処理の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則	第55号	(資源循環推進課)	2

告示

○解除予定保安林	第385号	(森林保全課)	3
○保安林予定森林	第386号	(同)	4
○保安林予定森林	第387号	(同)	4
○道路の区域の変更	第388号	(道路維持課)	4

選挙管理委員会告示

○政治団体の設立等の届出	第33号	(選挙管理委員会事務局)	5
--------------	------	--------------	---

公告

○愛知県庁内クラウド機器の賃借に関する一般競争入札の実施		(情報企画課)	8
○大規模小売店舗の新設の届出		(商業流通課)	9
○県営土地改良事業の工事完了		(農地計画課)	10
○土地改良事業計画書の縦覧		(同)	10
○森林法第189条の規定による掲示		(森林保全課)	11
○建設業者の許可の取消し		(建設業不動産課)	11
○都市計画公園の関係図書の縦覧		(公園緑地課)	12
○都市計画下水道の関係図書の縦覧		(下水道課)	13
○開発行為の許可に基づく工事完了		(建築指導課)	13
○公募型競争入札方式に係る手続開始の公示		(企業庁総務課)	13
○オープンサーバCの賃貸借に関する一般競争入札の実施		(警察本部会計課)	15
○落札者等の公示			17

規則

愛知県県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年七月三十一日

愛知県知事 大村 秀 章

愛知県規則第五十四号

愛知県県税規則の一部を改正する規則

愛知県県税規則(昭和二十五年愛知県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

第十五条の三第三項第二号中「第四号様式の二(その四)」を「第四号様式の二(その一又はその四)」に改める。

第四号様式（その一の二）備考第一号中

「116ミリメートル」を「86ミリメートル」に改める。

第四号様式（その二）備考第二号中

「領収証書片」を「領収証書片を、それ以外の場合には自動車税納税証明書片」に改める。

第四号様式（その四）備考第三号を削り、同様式備考第四号中

「第四号様式（その五の三）」を「自動車税納税証明書片については、第四号様式（その五の三）」に、「には、自動車税納税証明書片を省略する」を

に改め、同号を同様式備考第三号とし、同様式備考中第五号を第四号とし、第六号を第五号とす

「に省略するほか、必要に応じて省略することができる。」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

廃棄物の適正な処理の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年七月三十一日

愛知県規則第五十五号

愛知県知事 大村 秀章

廃棄物の適正な処理の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則
廃棄物の適正な処理の促進に関する条例施行規則（平成十五年愛知県規則第八十号）の一部を次のように改正する。

- 第三条第一項中「当該県内産業廃棄物の運搬又は処分を委託する」を削り、「的確に」を「適正に」に改め、「並びに知識及び技能」を削り、「を实地に調査する」を「について、当該委託をしようとする事業者が、次に掲げる事項を確認する」に改め、同項に次の各号を加える。
- 一 当該委託に係る運搬又は処分が行われる施設の状態
 - 二 当該委託に係る産業廃棄物の保管の場所の状況
- 第三条第二項中「事業者は、条例第七条第一項の規定により確認した」を「委託者は、次に掲げる」に、「その備え置いた」を「これを当該記録をした」に改め、同項に次の各号を加える。
- 一 第一項又は第二項の確認をした第一項各号又は第二項各号に掲げる事項
 - 二 第一項又は第二項の確認を前項第一号に掲げる方法により行った場合にあつては、实地に調査をした年月日及び实地に調査をした者の氏名
 - 三 第一項又は第二項の確認を前項第二号に掲げる方法により行った場合にあつては、委託者が实地に調査をさせた者の名称又は氏名及び報告を受けた年月日
- 第三条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。
- 第二条中第二項の規定による確認は、当該委託に係る産業廃棄物処理業者が、当該県内産業廃棄物の運搬又は処分を適正に行っていることについて、当該委託の期間が一年以上（その期間の更新により一年以上となる場合を含む。）にわたる場合に、当該委託をした事業者が、一年に一回以上、次に掲げる事項を確認することにより行わなければならない。
- 一 当該委託に係る運搬又は処分が行われている施設の状況
 - 二 当該委託に係る産業廃棄物の保管の場所の状況
- 3 前二項の確認は、これらの項に規定する産業廃棄物処理業者（第二号八において「受託者」という。）が中間貯蔵・環境安全事業株式会社又は優良産業廃棄物処理業者（令第六条の九第二号、第六条の十一第二号、第六条の十三第二号又は第六条の十四第二号に掲げる者をいう。）である場合を除き、次の各号に掲げるいずれかの方法により行わなければならない。
- 一 前二項に規定する事業者（次号及び次項において「委託者」という。）自らが实地に調査する方法
 - 二 委託者が次に掲げる者に实地に調査をさせ、その者から当該調査の結果についての報告を受ける方法
 - イ 委託者が財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第五条第一項第一号に規定する財務諸表提出会社である場合における同令第八条第八項に規定する関係会社
 - ロ 委託者が直接又は間接の構成員となつている同業者団体（委託者と同種の事業又は業務に従事する事業者を構成員とする法人をいう。）
 - ハ 産業廃棄物の運搬又は処分を適正に行うことができる知識及び技能を有すると認められる者として知事が定めるもの（受託者を除く。）
- 第七条中「第八条第四項」を「第七条第四項（条例第八条第四項において準用する場合を含む。）」に改める。
- 附則
- 1 この規則は、平成三十年十月一日から施行する。
 - 2 この規則の施行の際現に廃棄物の適正な処理の促進に関する条例（平成十五年愛知県条例第二号）第七条第一項に規定する県内産業廃棄物の運搬又は処分を同条例第二条第三号に規定する産業廃棄物処理業者に委託している場合における改正後の廃棄物の適正な処理の促進に関する条例施行規則第三条第二項の規定の適用については、同項中「当該委託の期間」とあるのは、「当該委託の期間（平成三十年十月一日以後の期間に限る。）」とする。
 - 3 この規則の施行の日前に行われた廃棄物の適正な処理の促進に関する条例第七条第一項の規定による確認に係る記録については、改正後の廃棄物の適正な処理の促進に関する条例施行規則第三条第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

愛知県告示第385号
森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成30年 7月31日

愛知県知事 大 村 秀 章

- 1 解除予定保安林の所在場所
田原市浦町蔵王 1 の49
- 2 保安林として指定された目的

廃棄物の適正な処理の促進に関する条例 及び条例施行規則の一部改正の概要

1 条例の改正内容（平成30年3月27日公布）

- (1) 処理を委託した産業廃棄物の処理状況の（実地）確認を実施していない事業者に対する勧告・公表規定を追加した。

2 条例施行規則の改正内容（手続き中）

(1) 具体的な確認方法等

- ア 条例に規定している「定期的な確認」の頻度を年1回以上とする。
 イ 運搬又は処分に関する施設の状況、産業廃棄物の保管場所の状況を確認する。
 ウ 原則、排出事業者自らが実地に確認する。
 エ 以下の者については、排出事業者の代理人として、実地に確認ができる。
 (ア) 排出事業者が財務諸表提出会社である場合における関係会社（図1参照）
 (イ) 同業種団体（法人格を有すること）（図2参照）
 (ウ) 主たる業務が産業廃棄物の調査、分析などである企業又は公益法人の従業員であって、知事が定める者（産業廃棄物処理業者の従業員は除く。）
 ・廃棄物処理法第21条第1項に規定する技術管理者
 ・産業廃棄物処理業者又は収集運搬業者に関する（公財）日本産業廃棄物処理振興センターの講習会を修了した者
 オ 実地に確認した内容は、記録して5年間、事業所等に備え置き、保存する。

(2) 実地確認義務の対象外とする者

- ア 優良認定を受けた産業廃棄物処理業者
 イ 中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）

3 施行期日

平成30年10月1日（条例、施行規則とも同時施行）

4 今後の予定

- (1) 施行規則の公布 **平成30年7月31日公布**
 (2) ガイドラインの作成 → 県のウェブサイトへ掲載
 (3) 関係者への周知
 ・パンフレットの作成・配布
 ・立入検査の指導強化月間（6月）
 ・関係団体等への研修

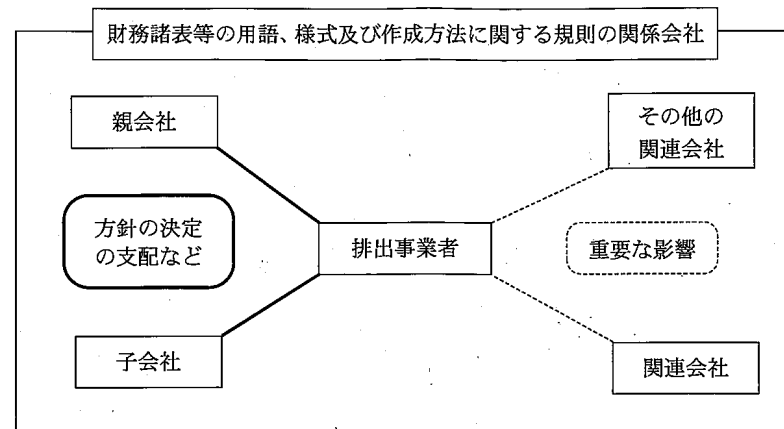


図1 関係会社のイメージ図

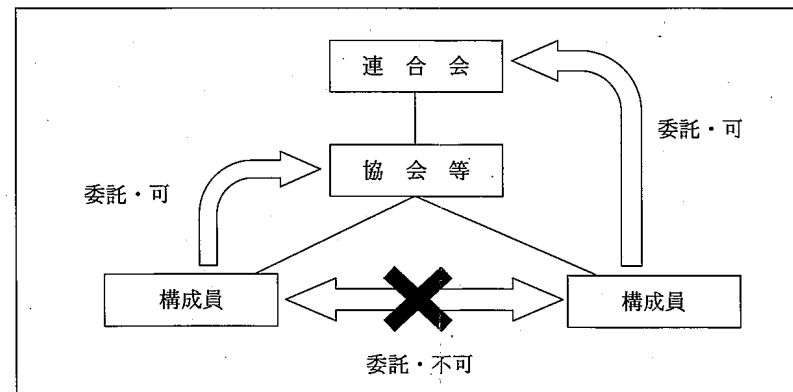


図2 同業種団体のイメージ図